別表六（十一）
17欄又は22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十一)　平二十五・四

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意

1　法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

2　平成25年4月1日以後に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等にあっては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の５第１項各号の該当号		1	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平　・				
	事業の用に供した年月日	7	平　・				
取得価額	取得価額又は製作価額	8					
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

17欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第2項」、
「平成25年旧措置法第42条の5第2項」、
「平成24年旧措置法第42条の5第2項」又は
「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第2項」
②区分番号に、「00296」
③適用額欄に、当該別表六（十一）17欄の金額（円単位）を記載してください。

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (14)－(15)－(別表六(十)「20」)	18	円
	税額控除限度額 (11)×7/100	12			繰越税額控除限度超過額 ((24)の計)	19	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13)×20/100－(別表六(十)「15」)	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「12の②」)	21	
	当期税額控除可能額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20)－(21)	22	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「13の②」)	16					
	当期分の特別控除額 (15)－(16)	17			法人税額の特別控除額 (17)＋(22)	23	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (24)－(25)
	24	25	26
平　・ 平　・	円	円	
平　・ 平　・			外　円
計			
当期			外
合			

22欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第3項」、
「平成25年旧措置法第42条の5第3項」、
「平成24年旧措置法第42条の5第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第3項」
②区分番号に、「00297」
③適用額欄に、当該別表六（十一）22欄の金額（円単位）を記載してください。

要

法　0301－0611